

芽室町人材確保対策活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材不足の解消を目的として、町内に立地する法人が行う人材雇用活動及び人材育成活動に要する経費に対し、芽室町人材確保対策活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するため、芽室町補助金等交付規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人材雇用活動 法人が町内の事業所等への新たな雇用のために行う活動をいう。
- (2) 人材育成活動 法人が町内の事業所等で雇用する従業員の育成のために行う活動をいう。
- (3) 従業員 法人と雇用契約書又は労働契約書を取り交わしたうえで業務に従事する者をいう。
- (4) 研修等 人材育成のために公的機関が実施する研修及び自らの事業活動に必要な資格又は免許取得に必要な受験をいう。
- (5) 公的機関 営利を目的としない公共的な活動を営む機関をいう。
- (6) 事業所等 従業員が常駐する本社又は営業所及び事業所をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、町内に事業所等を有し、収益的事業を行う法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 営業に関して必要な許可等を取得していない者
- (3) 芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第1号、第2号及び第3号に該当する者
- (4) 次に掲げる事業を行う者
 - ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 人材雇用活動

ア 採用に関するPR動画の制作を行う事業

イ 採用に関するホームページの新規制作又は改修を行う事業

ウ 就職・転職情報サイトに求人情報を掲載する事業

エ 就職合同説明会に参加する事業

(2) 人材育成活動

ア 従業員を研修等に参加させる事業

2 前項第1号に掲げる事業のうち、過去3か年以内に、本要綱に基づく助成金の交付を受けている事業は、助成の対象としない。

(助成対象経費等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する補助対象経費の算定にあつては、次の費用を除くものとする。

(1) 他の補助制度の対象経費となっているもの

(2) 過去3か年以内に、第4条第1項第2号に掲げる事業において助成対象経費とした従業員にかかる経費

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 当該年度事業計画書

(3) 当該年度収支予算書（第4条第1項第2号に該当するものは除く。）

(4) 事業の概要を示す書類

(5) その他町長が必要と認めるもの

2 申請者は、事業着手前に助成金の交付を申請しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、助成対象事業が完了したときは、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（事業成果等を明記したもの）

- (2) 当該年度収支決算書（第4条第1項第2号に該当するものは除く。）
- (3) 助成金を受領する通帳等の写し
- (4) 支出証拠書類の写し
- (5) 事業内容や実施状況を確認できる書類等
- (6) その他町長が必要と認めるもの

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（令和6年3月5日決定）

別表（第5条関係）

事業	助成対象経費	助成金額
人材雇用活動	第4条第1項第1号アに掲げる事業の経費	必要経費合計額の1/2以内で上限額10万円。ただし、同一の助成対象者の申請については、会計年度内1回までとする。
	・採用に関するPR動画制作を委託（外注）する際の費用	
	第4条第1項第1号イに掲げる事業の経費	
	・採用に関するホームページの新規制作又は改修を委託（外注）する際の費用	
	第4条第1項第1号ウに掲げる事業の経費	
	・就職・転職サイトへ求人情報を掲載するために必要な費用（基本料金、オプション料金等）	
人材育成活動	第4条第1項第2号アに掲げる事業の経費	必要経費合計額の1/2以内で従業員一人当たり上限額2万円。ただし、同一の助成対象者の申請については、会計年度内上限4万円とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のために公的機関が実施する研修受講料（ただし、法令で義務付けられている研修、修了証等が発行されない研修は除くものとする。） ・自らの事業活動に必要とする資格及び免許取得受験料（ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付き自転車免許に係る費用は除くものとする。） 	